

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた助成制度のお知らせ

厚生労働省山口労働局

製造業においては部品や原料の調達が困難となったり、幅広い産業において観光客等の減少があるほか、感染拡大防止のための各種イベントの中止や観客制限等の対応も行われており、企業経営への影響が懸念されています。

山口労働局では、雇用調整助成金などの支援を行っていますので、ご相談ください。

I 雇用調整助成金の特例措置を拡大します

▷ 趣 旨

雇用調整助成金とは、「景気の後退等の経済上の理由」により「事業活動の縮小」を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（以下、「休業等」といいます。）を行って労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて同様な対応を余儀なくされた事業主（全業種）を対象に、休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの間に行われる休業等に対して支給要件を緩和してこの助成金を受給できるように拡大しました。

▷ 特例措置の概要

- 「事業活動の縮小」の生産量要件について、「最近3か月の事業活動を示す指標が前年同期比10%以上減」を「計画届提出の前月1か月で10%以上減」に緩和します。また、雇用量要件である「最近3か月の月平均の雇用量が前年同期と比べて一定規模以上増加していないこと」について、対前年比で増加していても助成対象とします。
- 雇用調整に関する労使協定と「休業等実施計画（変更）届」について、事後の提出を認めることによって、令和2年1月24日以降の休業等に係る計画届の提出を可能とします。（但し、5月31日までは届け出いただくことが必要です。）
- 令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします。… など

▷ 助 成 額

休業手当（労基法26条）等の額に助成率（中小企業2/3、大企業1/2）を乗じた額です。

お問い合わせ：山口労働局職業対策課（☎083-995-0383）または最寄りのハローワークへ

II 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）に特例を設けます

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った中小企業事業主を対象に、機器の購入や就業規則等の作成・変更等の取組に対して助成を行います。

- ▷ 支 給 額 テレワークコースの特例コース：要した額の1/2（上限は企業あたり100万円）
職場意識改善の特例コース：要した額の3/4ほか（上限は企業あたり50万円）

- ▷ 事業実施期間 令和2年2月17日から5月31日までです。

申請・お問い合わせ：テレワークコースについては「テレワーク相談センター」（☎0120-91-6479、東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階）、
職場意識改善コースについては「山口労働局雇用環境・均等室」（☎083-995-0390、山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階）へ

III 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金を創設します

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対して助成します（1日8,330円を支給上限）。

- ▷ 対 象 の 休 暇 令和2年2月27日から3月31日までの間に取得させた休暇
- ▷ 申 請 期 間 令和2年3月18日から6月30日までです。
- ▷ 申 請 書 の 提 出 先 「学校等休業助成金・支援金受付センター」にご提出ください。

お問い合わせ：「学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター」
☎0120-60-3999 受付時間 朝9時～夜9時（土日・祝日含む）へ

厚生労働省ホームページでは、新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（企業の方向け等）を掲載していますので、ご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。
- ・小学校の休校により、大半の労働者が長期的に休暇を取得することにより、生産体制の維持等が困難になり営業を中止した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020310企01

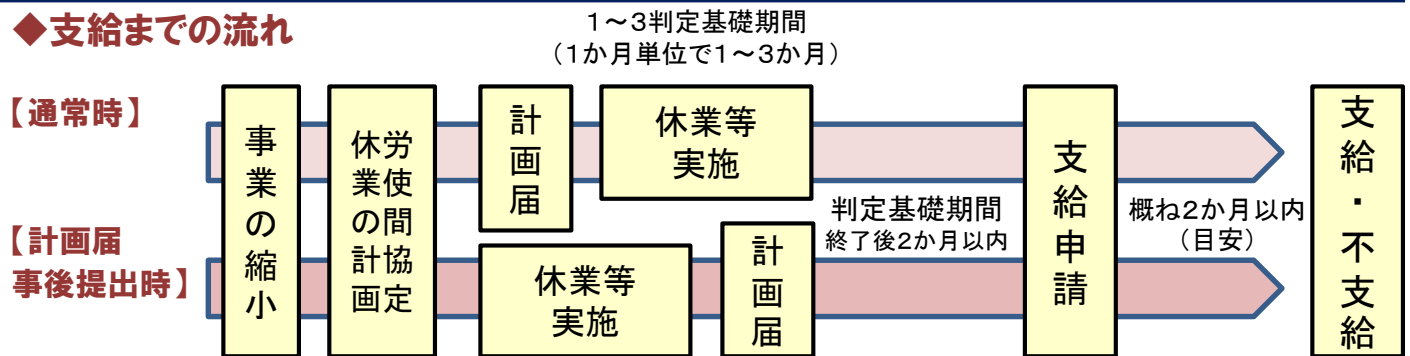


助成内容と受給できる金額	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。(※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。)
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐりに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。
【添付】労使協定書	・ 労使協定書 ・ 労働者代表確認書類
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・ 生産指標(売上高等)のわかる書類 ・ 所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類等



◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ① 休業の実施予定時期・日数、② 休業の時間数、
- ③ 対象となる労働者の範囲及び人数、④ 休業手当額の算定基準

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の現地調査を受け入れること 等
 - 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
 - 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
 - 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となるものであること。
- 詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当額の算定基準の整理にご協力ください。

「時間外労働等改善助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主を支援します！

「時間外労働等改善助成金」（※令和2年4月1日以降は「働き方改革推進支援助成金」に名称変更予定）に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時限的に設けます。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース	職場意識改善特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります	新型コロナウイルス感染症対策として 労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する 中小企業事業主
助成対象の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新等
主な要件	事業実施期間中に <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること 	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 （計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。）	
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3／4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4／5を助成 上限額：50万円

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11
東京YWCA会館3階

お問い合わせ先

職場意識改善特例コース

山口労働局 雇用環境・均等室

電話：083-995-0390

所在地：山口市中河原町6-16
山口地方合同庁舎2号館5階



ご利用の流れ、対象事業主の要件等については裏面をご確認ください。

助成金の詳細

(注) 令和2年度の助成は、令和2年度予算が成立した場合の予定の内容であり、予算が成立しない場合は時期・内容等に変更があり得ます。

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

<input type="checkbox"/>	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	<input type="checkbox"/>	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		<input type="checkbox"/>	労務管理担当者に対する研修
		<input type="checkbox"/>	労働者に対する研修、周知・啓発
		<input type="checkbox"/>	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

職場意識改善特例コース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

支給対象となる取組

新型コロナ感染症対策として休暇の取得促進に向け、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

<input type="checkbox"/>	就業規則等の作成・変更	<input type="checkbox"/>	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング
<input type="checkbox"/>	労務管理担当者・労働者に対する研修	<input type="checkbox"/>	人材確保に向けた取り組み
<input type="checkbox"/>	労務管理用機器の導入・更新	<input type="checkbox"/>	労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新(パソコン等の購入費用は対象となりません)

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 3/4 (50万円が上限) ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

※同一の措置内容については、2つのコースから助成金の支給を受けることはできません。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲		
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

ご利用の流れ

1 「**交付申請書**」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は5月29日(金))

交付決定

2 これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

3 取組終了後、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に**支給申請**(締切は7月15日(水))
※令和元年度に交付決定を行ったものは、3月25日(水)までに支給申請

「時間外労働等改善助成金」職場意識改善特例コースのご案内

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、**支給対象となる取り組み費用の一部を助成**（助成率3/4等）します。【助成上限額：50万円】

対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、特別休暇の規定の整備を行う中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金支出までの流れ

事業実施期間（令和2年2月17日～3月25日）

1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取り組みを実施

■支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。

■支給対象となる取り組み

①就業規則等の作成・変更

③労務管理担当者・労働者に対する研修

⑤労務管理用機器の導入・更新

②外部専門家によるコンサルティング

④人材確保に向けた取り組み

⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新

(パソコン等の購入費用は対象となりません)

2 交付申請書の提出【申請期限3月13日】

交付決定

3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限3月25日】

労働局の支給決定後
助成金の支給

留意事項

①令和2年2月17日から5月31日までの取り組みについて、令和2年4月以降に申請開始する「働き方改革推進支援助成金」でも、助成を行う予定です。

※上記助成金は、令和2年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますのでご注意ください。

なお、令和2年3月14日以降に交付申請がなされたものについては、令和2年4月以降に交付決定を行います。

②申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

③申請・お問い合わせ先

山口労働局 雇用環境・均等室 電話：083-995-0390

山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階



助成金の詳細

